

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第5号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第1条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年岩手県条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条第2項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。 3・4 [略]	(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「大学院派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条第2項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略]	(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略]

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) [略]

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。